

令和 7 年度早期退職募集に係る募集実施要項

令和 7 年 6 月 2 日

外務大臣

今般、組織の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

以下の条件を全て満たすもの。（応募することができない職員については、注 1 参照。）

- (1) 応募時点で、外務省本省（内部部局及び外務省研修所）及び在外公館に所属する職員
- (2) 応募時点で、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の指定職俸給表、行政職（一）俸給表もしくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
- (3) 応募時点で勤続期間 20 年以上の職員
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日時点で、満 48 歳以上の職員

2 募集人数

12 名

3 募集の期間（約 1 ヶ月間）

令和 7 年 6 月 9 日（月）午前 10 時から

令和 7 年 7 月 8 日（火）午前 10 時まで

ただし、募集人数に応募が達しないこと等により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 11 月 30 日（日）までの期間

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記 6 の応募受付及び相談先宛の電子メールにて提出する。提出は必ず下記 6 のメールアドレスに送付する。それ以外のメールアドレスやクロード LAN メール及び紙媒体では応募を受け付けない。ただし、オープン LAN の電子メールに送付できない特殊な環境等にある場合は、別途、個別に提出方法を決定する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

別添1

令和7年5月23日
財務大臣
((財務省)大臣官房秘書課)

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

※1 退手法第8条の2に基づく「早期退職募集制度」の詳細については、別紙1参照。
本制度は、各大臣等の実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割り増された退職手当を支給するものである。

※2 退手法（抄）

第八条の二 各省各庁の長等（中略）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 略

2～10 略

1. 募集の対象となる職員

財務局、福岡財務支局、税関及び沖縄地区税関に勤務する者のうち、財務大臣が任命権を有し、令和7年7月1日時点で「定年引上げ前の定年年齢から15年を減じた年齢以上」の者

※ 退手法の規定により、次の（1）から（4）のいずれかに該当する職員は応募することができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

（3）令和7年7月1日までに定年年齢に達する者

（4）令和7年6月2日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年6月2日から令和7年7月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

70名程度

3. 募集の期間（約1か月間）

令和7年6月2日（月）午前10時から令和7年7月1日（火）午後5時まで

※ 募集の期間は、応募の状況等により延長する場合がある。その場合には対象職員に対し速やかに周知する。

4. 募集方法

前記1の募集の対象となる職員全員に適宜の方法により周知する。

5. 応募及び応募取下げの手続等

(1) 応募をしようとする職員は、別紙2「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)(※)に必要事項を記入の上、前記3の募集の期間内に、後記7の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

※ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令(平成25年総務省令第58号。以下「様式官房令」という。)第1条第1項別記様式第一をいう。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※1 上記通知書は応募を受理してから概ね約1か月以内に交付する予定

※2 不認定となる場合は以下のとおり

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、別紙3「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式官房令第1条第2項別記様式第二)に必要事項を記入の上、認定後に通知する退職すべき期日の前日(退職すべき期日の前日が休日の場合は直前の平日)の午後5時45分までに、後記7の受付先まで電子メール又は持参により提出する。

6. 退職すべき期間

令和7年6月9日(月)から令和7年7月1日(火)まで

※1 上記5(2)※2の不認定となる場合を除き、応募申請書が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※2 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該期日を変更することがあり得る。

7. 本件に関する受付先及び相談先

(1) 受付メールアドレス

E-MAIL : ██████████

(2) 受付先

財務省大臣官房秘書課企画第一係 █████、████、████

電話 : ██████████ (内線██████)

(3) 相談先

- ① 上記受付先担当者
- ② 現所属先の人事担当者

8. その他

再就職支援

下記支援条件に該当し、再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5（1）の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出ること。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られる再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、相談先担当者から連絡する。

（支援条件）

- ① 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ② 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、相談先担当者へ照会すること。